

令和6年第3回

中津川市議会（定例会）議案

令和6年6月4日

## 令和6年第3回中津川市議会（定例会）議案目次

報第 3号	繰越明許費繰越計算書の報告について・・・・・・・・・・ 3
報第 4号	繰越計算書の報告について・・・・・・・・・・ 8
報第 5号	繰越計算書の報告について・・・・・・・・・・ 10
報第 6号	繰越計算書の報告について・・・・・・・・・・ 12
議第38号	中津川市職員定数条例の一部改正について・・・・・・・・ 14
議第39号	中津川市キャンプ場等の設置等に関する条例の一部改正について・・ 16
議第40号	中津川市裏木曾花街道センター施設の設置等に関する条例の一部改正について・・・・・・・・ 23
議第41号	岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更について・・・・・・・・ 26
議第42号	市道路線の認定について・・・・・・・・ 28

報第3号

繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和6年6月4日提出

中津川市長 小栗 仁志

令和5年度中津川市繰越明許費繰越計算書(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
02 総務費	01 総務管理費	財産管理事務事業	3,107,000	3,107,000	0	0	0	0	3,107,000
02 総務費	01 総務管理費	行政機能移転事業	99,766,000	97,948,000	0	0	90,400,000	0	7,548,000
02 総務費	03 戸籍住民基本 台帳費	戸籍住民基本台帳事業	14,025,000	14,025,000	0	14,025,000	0	0	0
03 民生費	01 社会福祉費	市民生活応援商品券給付事業	450,321,000	333,075,000	0	84,346,000	0	0	248,729,000
03 民生費	01 社会福祉費	低所得者支援給付金事業	357,589,000	353,629,000	0	353,629,000	0	0	0
03 民生費	01 社会福祉費	高齢者福祉施設等運営事業	17,818,000	17,818,000	0	0	0	0	17,818,000
03 民生費	01 社会福祉費	老人福祉施設等整備事業	6,080,000	6,080,000	0	0	0	0	6,080,000
04 衛生費	01 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種 対策事業	6,000,000	5,500,000	0	5,500,000	0	0	0
04 衛生費	01 保健衛生費	市有墓地整備管理事業	78,562,000	75,416,000	0	0	0	0	75,416,000
04 衛生費	05 水道費	水道事業会計繰出金事業	29,640,000	14,300,000	0	0	14,300,000	0	0
06 農林費	03 林業費	林業振興施設維持管理事業	35,725,000	35,725,000	0	0	0	0	35,725,000
06 農林費	03 林業費	木材関連産業人材確保事業	59,674,000	58,971,000	0	22,669,000	0	0	36,302,000
07 商工費	01 商工費	企業誘致推進事業	118,094,000	111,308,000	63,000,000	0	0	0	48,308,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
07 商工費	01 商工費	観光施設管理事業	円 8,533,000	円 8,533,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 8,533,000
08 土木費	01 土木管理費	土木総務事務事業	1,098,000	1,098,000	0	0	0	0	1,098,000
08 土木費	02 道路橋りょう費	道路維持補修事業	151,500,000	114,500,000	0	24,541,000	7,500,000	40,000,000	42,459,000
08 土木費	02 道路橋りょう費	道路新設改良事業	290,539,000	269,393,000	0	64,811,000	87,900,000	0	116,682,000
08 土木費	02 道路橋りょう費	濃飛横断自動車道関連道路整備事業	116,852,000	112,993,000	0	44,384,000	37,600,000	0	31,009,000
08 土木費	02 道路橋りょう費	(仮称)神坂スマートインターチェンジ事業	404,000,000	400,000,000	0	176,505,000	209,900,000	0	13,595,000
08 土木費	02 道路橋りょう費	リニア中央新幹線関連道路整備事業	493,029,000	445,908,000	0	185,687,000	231,100,000	0	29,121,000
08 土木費	02 道路橋りょう費	橋りょう新設改良事業	90,200,000	90,200,000	0	42,192,000	26,100,000	0	21,908,000
08 土木費	02 道路橋りょう費	交通安全施設設置事業	13,688,000	13,315,000	0	5,967,000	1,100,000	0	6,248,000
08 土木費	03 河川費	河川改修事業	26,000,000	26,000,000	0	0	16,000,000	0	10,000,000
08 土木費	04 都市計画費	公園等維持管理事業	15,000,000	0	0	0	0	0	0
08 土木費	04 都市計画費	下水道事業会計(公共分)繰出金事業	29,500,000	29,500,000	0	0	29,500,000	0	0
08 土木費	04 都市計画費	リニア駅周辺土地区画整理事業	629,065,000	423,367,000	143,352,000	196,457,000	0	0	83,558,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
09 消防費	01 消防費	防災情報システム事業	7,678,000	7,678,000	0	0	0	0	7,678,000
10 教育費	01 教育総務費	研修所事務事業	2,653,000	0	0	0	0	0	0
10 教育費	03 中学校費	中学校施設営繕事業	3,685,000	3,685,000	0	0	0	0	3,685,000
10 教育費	04 高等学校費	阿木高校管理事務事業	1,767,000	1,496,000	0	0	0	0	1,496,000
10 教育費	06 社会教育費	公民館総務事業	29,279,000	24,571,000	0	0	0	0	24,571,000
10 教育費	06 社会教育費	公民館を拠点とした地域づくり事業	500,340,000	401,840,000	0	0	381,100,000	0	20,740,000
10 教育費	06 社会教育費	文化施設管理運営事業	6,418,000	6,418,000	0	0	0	0	6,418,000
10 教育費	07 保健体育費	体育施設維持管理事業	5,610,000	5,610,000	0	0	0	0	5,610,000
10 教育費	07 保健体育費	中津川公園管理運営事業	13,376,000	13,376,000	0	0	0	0	13,376,000
10 教育費	07 保健体育費	調理場整備事業	68,330,000	57,326,000	0	0	42,900,000	0	14,426,000
11 災害復旧費	01 農林施設災害復旧費	農地・農業用施設災害復旧事業	62,685,000	36,585,000	0	3,969,000	0	144,000	32,472,000
11 災害復旧費	01 農林施設災害復旧費	林業施設災害復旧事業	14,000,000	14,000,000	0	0	0	0	14,000,000
11 災害復旧費	03 公共土木施設災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業	104,500,000	98,000,000	0	5,800,000	0	0	92,200,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
11 災害復旧費	03 公共土木施設 災害復旧費	河川災害復旧事業	68,000,000	68,000,000	0	7,200,000	15,000,000	0	45,800,000
11 災害復旧費	04 厚生労働施設 災害復旧費	環境衛生施設災害復旧事業	7,875,000	3,458,000	0	0	0	0	3,458,000
計			4,441,601,000	3,803,752,000	206,352,000	1,237,682,000	1,190,400,000	40,144,000	1,129,174,000

報第4号

繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、繰越計算書を次のとおり報告する。

令和6年6月4日提出

中津川市長 小栗仁志

令和5年度中津川市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳						不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						補助金	企業債	工事負担金	出資金	工事受託金	繰越工事資金				過年度損益勘定留保資金
04 資本的支出	01 建設改良費	上水道施設改良事業	円 482,892,000	円 0	円 482,892,000	円 0	円 170,200,000	円 19,700,000	円 14,300,000	円 0	円 20,000,000	円 258,692,000	円 0	円 0	道路工事等との調整に時間を要したため。
		リニア中央新幹線関連受託事業	円 37,000,000	円 0	円 37,000,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 37,000,000	円 0	円 0	円 0	円 0	JRとの協定締結に時間を要したため。
		リニア駅周辺区画整理事業関連水道施設整備事業	円 47,610,000	円 0	円 47,610,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 37,120,000	円 10,490,000	円 0	円 0	円 0	円 0
計			円 567,502,000	円 0	円 567,502,000	円 0	円 170,200,000	円 19,700,000	円 14,300,000	円 74,120,000	円 30,490,000	円 258,692,000	円 0	円 0	

報第5号

繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、繰越計算書を次のとおり報告する。

令和6年6月4日提出

中津川市長 小栗 仁 志

令和5年度中津川市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳							不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						補助金	企業債	工事負担金	他会計負担金	工事受託金	繰越工事資金	過年度損益勘定留保資金			
04 資本的支出	01 建設改良費	下水道整備事業 (中津川処理区)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	同調工事（市道道路整備事業）の遅れによるもの。
		19,000,000	0	19,000,000	0	9,100,000	0	0	0	5,900,000	4,000,000	0	0		
		下水道整備事業 (坂本処理区)													同調工事（市道道路整備事業及びりニア駅周辺区画整理事業）の遅れによるもの。
		150,500,000	0	150,500,000	38,423,500	23,500,000	0	23,900,000	0	39,475,350	25,201,150	0	0		
		下水道施設長寿命化対策事業													半導体不足の影響による制御盤製作の遅延及び耐震化計画策定に必要な調査が遅延したため。
		96,130,000	0	96,130,000	32,690,000	5,600,000	0	5,600,000	0	13,050,000	39,190,000	0	0		
特環処理場改良事業													半導体不足の影響により、制御盤製作の遅延によるもの。		
12,100,000	0	12,100,000	0	11,400,000	0	0	0	0	0	700,000	0	0			
農集施設長寿命化対策事業														調査に必要な降雨量となる降雨日が不足したため。	
4,983,000	0	4,983,000	0	0	0	0	0	0	0	4,983,000	0	0			
農業集落排水施設整備事業														同調工事（濃飛横断自動車道整備事業）の遅れによるもの。	
16,000,000	0	16,000,000	0	0	13,000,000	0	0	0	0	3,000,000	0	0			
計			298,713,000	0	298,713,000	71,113,500	49,600,000	13,000,000	29,500,000	0	58,425,350	77,074,150	0	0	

報第6号

繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、繰越計算書を次のとおり報告する。

令和6年6月4日提出

中津川市長 小栗 仁志

令和5年度中津川市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳						不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						企業債	工事負担金	他会計負担金	工事受託金	繰越工事資金	過年度損益勘定留保資金				
01	資本的支出	01	建設改良費	坂下診療所用地購入事業（坂下診療所）	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	地権者との協議が継続中のため
			43,341,000	0	43,341,000	0	0	0	0	0	43,341,000	0	0		
		計	43,341,000	0	43,341,000	0	0	0	0	0	43,341,000	0	0		

議第38号

中津川市職員定数条例の一部改正について  
中津川市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年6月4日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

提 案 説 明

消防機関の職員の定数を増やすため、この条例を定めようとする。

## 中津川市職員定数条例の一部を改正する条例

中津川市職員定数条例（昭和29年中津川市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条の表消防機関の項中「119人」を「127人」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第39号

中津川市キャンプ場等の設置等に関する条例の一部改正について  
中津川市キャンプ場等の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年6月4日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

提 案 説 明

キャンプ場等の使用料を変更するため、この条例を定めようとする。

中津川市キャンプ場等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

中津川市キャンプ場等の設置等に関する条例（平成17年中津川市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「使用料等」を「施設の使用料等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（駐車場の使用料）

第6条の2 駐車場の使用料は、別表第3に定めるところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第3条の規定により指定管理者が管理する施設については、別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。
- 3 前項に定める利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、使用料を免除することができる。
- 5 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

第12条前段中「第5項」の次に「、第6条の2第4項及び第5項」を加え、同条中「第5項中」を「第5項並びに第6条の2第4項及び第5項中」に改める。

別表第1中「（YOU・遊館）」を削る。

別表第2(1)柵の湖ふれあい村を次のように改める。

区分	単位		区画料	施設使用料		備考
ウッディーハウス (10人用)	1泊	指定日	29,100 円	大人	1,100円	指定日は、 4月29日から5月5日 まで、7月 20日から8 月31日まで 及び金曜日、土曜日
				小人	550円	
	平日	22,400 円	大人	1,100円		
			小人	550円		
	1時間	指定日	2,500円	大人	1,100円	
				小人	550円	

		平日	1,900円	大人	1,100円	並びに祝日の前日とする。
				小人	550円	
ウッディーハウス (6人用)	1泊	指定日	15,400円	大人	1,100円	
				小人	550円	
		平日	11,800円	大人	1,100円	
				小人	550円	
	1時間	指定日	1,600円	大人	1,100円	
				小人	550円	
平日	1,200円	大人	1,100円			
		小人	550円			
オートキャンプ場	1泊	指定日	7,700円	大人	1,100円	
				小人	550円	
		平日	5,900円	大人	1,100円	
				小人	550円	
デイキャンプ	1回	指定日	3,850円	大人	1,100円	
				小人	550円	
		平日	2,950円	大人	1,100円	
				小人	550円	
野外ステージ	1時間		3,300円			

テニスコート	1面（1時間）	1,100円	
シャワー	1回（5分間）	200円	
体験交流センター 一浴場	1回（大人）	600円	
	1回（小人）	300円	

備考 大人は中学生以上の者、小人は5歳以上小学生以下の者をいう

別表第2(2) 椈の湖自然公園を次のように改める。

区分	単位	金額
展示ギャラリー	1日	11,000円
	半日	5,500円
会議室	1日	4,400円
	1時間	1,100円

別表第2(3) 川上一般キャンプ場及び川上国設キャンプ場を次のように改める。

区分	単位		区画料	施設使用料		備考
				大人	小人	
バンガロー (4畳半)	1棟	指定日	10,600円	大人	1,100円	指定日は、 7月20日から8月31日 まで、10月 10日から11 月20日まで 及び金曜日、土曜日、日曜日、祝日並
				小人	550円	
	平日	8,100円	大人	1,100円		
			小人	550円		
バンガロー (8畳半)	1棟	指定日	17,100円	大人	1,100円	
				小人	550円	
	平日	13,200円	大人	1,100円		

				小人	550円	びに祝日の 前日とする。
バンガロー (14畳)	1棟	指定日	26,000円	大人	1,100円	
				小人	550円	
		平日	20,100円	大人	1,100円	
				小人	550円	
広場及びステ ージ (川上一般キャ ンプ場に限る)	1日	指定日	80,000円			
		平日	49,500円			

別表第2(4)川上教育キャンプ場を次のように改める。

区分	単位		区画料	施設使用料		備考
バンガロー (4畳半)	1棟	指定日	9,800円	大人	1,100円	指定日は、 7月20日か ら8月31日 まで、10月 10日から11 月20日まで 及び金曜 日、土曜 日、日曜 日、祝日並 びに祝日の 前日とす る。
				小人	550円	
		平日	7,500円	大人	1,100円	
				小人	550円	
バンガロー (5畳)	1棟	指定日	10,500円	大人	1,100円	
				小人	550円	
		平日	8,100円	大人	1,100円	
				小人	550円	
バンガロー (6畳)	1棟	指定日	12,200円	大人	1,100円	
				小人	550円	

		平日	9,400円	大人	1,100円
				小人	550円
バンガロー (12畳半)	1棟	指定日	22,800円	大人	1,100円
				小人	550円
	平日	17,500円	大人	1,100円	
			小人	550円	
森の学習館	1時間	2,000円			

備考 大人は中学生以上の者、小人は5歳以上小学生以下の者をいう

同表の次に次のように別表を加える。

別表第3 (第6条の2関係)

(1) 川上一般キャンプ場、川上国設キャンプ場、川上教育キャンプ場、緑地管理所

区分	種類	単位	金額	備考	
駐車場	普通自動車・軽自動車	1台	指定日	1,000円	指定日は、7月20日から8月31日まで、10月10日から11月20日まで及び金曜日、土曜日、日曜日、祝日並びに祝日の前日とする。
			平日	500円	
	自動二輪車・原動付自転車	1台	指定日	500円	
			平日	200円	
	中型バス及びマイクログバス	1台	1,500円		
	大型バス	1台	2,000円		

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の中津川市キャンプ場等の設置等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた使用の申込みに係る使用料又は利用料金について適用し、施行日前に行われた使用の申込みに係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

議第40号

中津川市裏木曾花街道センター施設の設置等に関する条例の一部改正について  
中津川市裏木曾花街道センター施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次の  
ように制定するものとする。

令和6年6月4日提出

中津川市長 小 栗 仁 志

提 案 説 明

中津川市裏木曾花街道センター施設内に、森の担い手育成拠点施設を設置するため、こ  
の条例を定めようとする。

中津川市裏木曾花街道センター施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例

中津川市裏木曾花街道センター施設の設置等に関する条例（平成17年中津川市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

森の担い手育成拠点施設	中津川市付知町8581番地1
-------------	----------------

第3条中「行わせるものとする」を「行わせることができる」に改める。

第4条中「指定管理者」を「市長」に改める。

第5条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条第1項中「指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない」を「使用料として別表に定めた額を納付しなければならない」に改め、同条第2項中「利用料金」を「使用料」に改め、同項ただし書中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「利用料金」を「使用料」に改め、同項ただし書中「指定管理者」を「市長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第6項中「指定管理者」を「市長」に、「利用料金」を「使用料」に改め、同項を同条第4項とする。

第6条中「指定管理者」を「市長」に改める。

第8条中「指定管理者」の前に「第3条の規定によりセンター等の管理を指定管理者に行わせる場合においては、」を加える。

第9条中「指定管理者」の前に「第3条の規定によりセンター等の管理を指定管理者に行わせる場合においては、」を加え、同条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第10条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

（指定管理者が収受する利用料金）

第10条 第5条第1項の規定にかかわらず、利用者は第3条の規定により指定管理者が管理するセンター等については、別表に定める金額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める当該各センター等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 4 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。
- 5 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(準用)

第11条 第4条、第6条及び第7条の規定は、第3条の規定によりセンター等の管理を指定管理者に行わせる場合について準用する。この場合において、第4条、第6条及び第7条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

別表裏木曾花街道センター研修室の項を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

## 議第41号

岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び岐阜県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更するものとする。

令和6年6月4日提出

中津川市長 小栗 仁志

### 提案説明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、変更しようとする。

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月23日岐阜県指令市町村第1263号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

議第42号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。

令和6年6月4日提出

中津川市長 小栗仁志

路線番号	路線名	起 点
		終 点
5113	阿木113号線	中津川市飯沼字竪坂18番2地先
		中津川市飯沼字外戸尻1425番3地先

# 位置図



路線番号	路線名	道路延長 (m)	道路幅員 (m)	認定路線
5113	阿木113号線	205.0	6.5～23.0	●-----➔